

プレス空知
(平成 18 年 1 月 21 日)

中・北空知、旭川の多重債務者

過払い金返還訴訟

木村司法書士
代理人に
消費者金融、信販会社に

〔雨竜〕中・北空知管内と旭川市内に在住する多重債務者11人が17日、大手消費者金融や信販会社など8社に、利息制限法(15%20%)を超える利息分の返還を求める過払い金返還訴訟(計21件)

を滝川・深川・旭川各簡裁と札幌地裁滝川支部、旭川地裁に一斉に起こした。請求総額は約1940万円(うち過払い金元本1521万円)。2件

については取引履歴不開示による損害賠償請求訴訟も提起した。取りまとめ、代理人を務める雨竜町の木村司法書士事務所の木村等一司法書士は、「利率については利息制限法と(29・

2%を対象にしている)出資法の2つを基準があり、民事上無効でありながら刑事罰にならないグレーゾーン金利で債務者に言われな利率を課している」と状況を説明。

「町内に開業したこの10か月間でも相当件数の債務整理の相談を受け、任意での交渉による解決を試みてきた。交渉の進展が見られない事件の解決を図り、多重債務の問題を提起するうえで一斉提訴を決めた」と話している。

職の高まりから、これまでも沖繩県や静岡県などで過払訴訟一斉提訴が行われており、道内でもこの数年間で札幌の青年司法書士会や網走管内の司法書士と弁護士有志が提訴している。

〔木原芳寿〕

高金利是正に向けた意